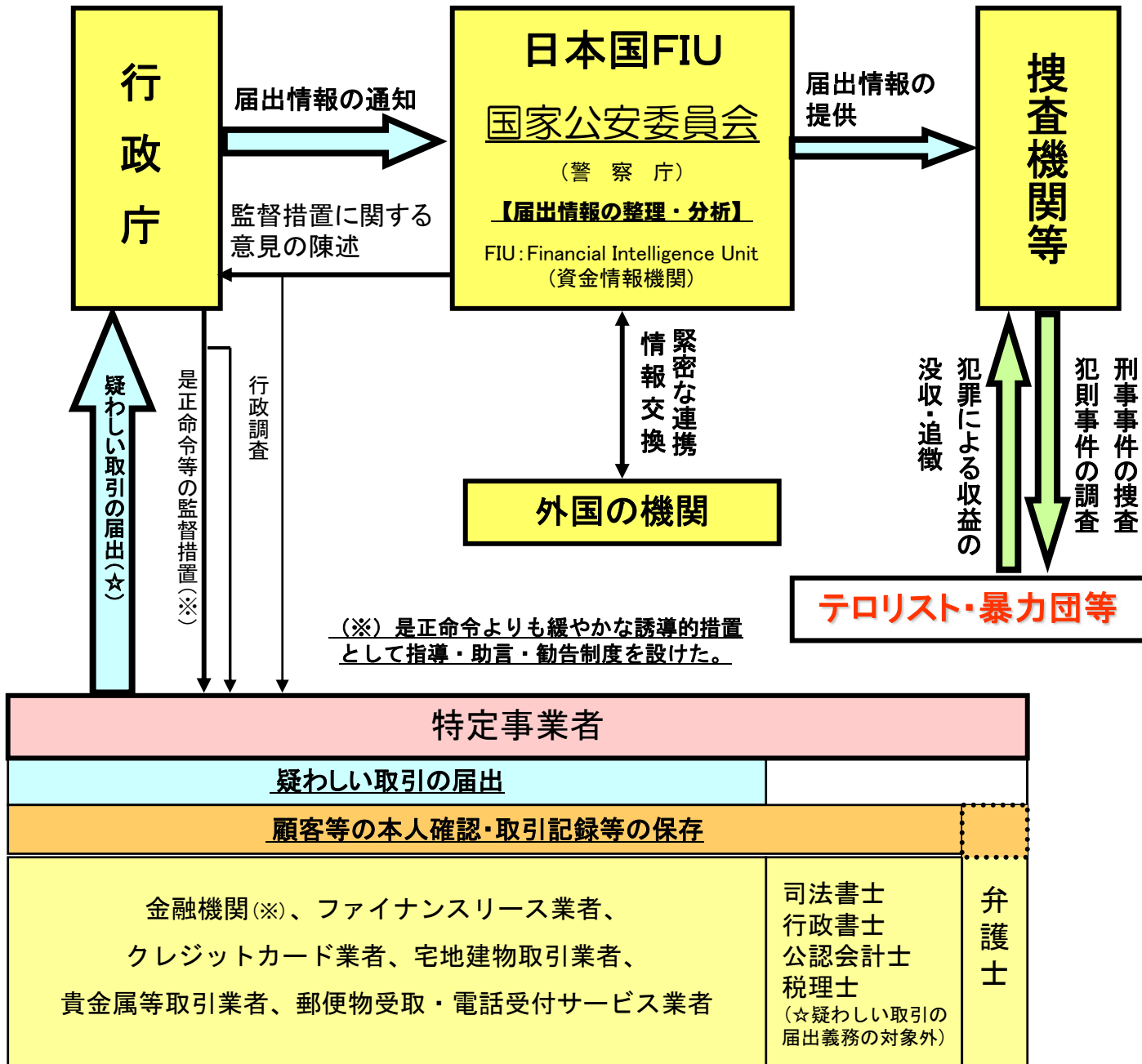


犯罪による収益の移転防止に関する法律の仕組み



(※) 銀行その他類似の金融機関については、為替取引に係る通知義務があります。

(注) 弁護士による本人確認・取引記録等の保存に相当する措置については、本法に定める司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則の定めるところによります。監督は、日本弁護士連合会が行います。